(九) 被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を取得した場合の当該取得された自動車に係る非課税措置の適用期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。（附則第五二条関係）

(一〇) (六)に伴い、施行日前の自動車の取得に対して課すべき非課税対象車等に係る自動車取得税について、不足額が生じた原因が、当該不足額に係る自動車の取得者以外の者（以下「第三者」という。）にあるときは、当該第三者に対して当該不足額に係る自動車取得税の納付を申し出る機会を与えることができることとする等の経過措置を講ずることとした。（改正法附則第一一条関係）

(一一) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい乗用車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置について、ガソリン自動車及び石油ガス自動車に係るエネルギー消費効率の要件をエネルギー消費効率が平成三二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一四〇を乗じて得た数値以上であることと見直した上、その適用期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二関係）

(一二) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に一〇〇分の二〇を乗じて得た率とする特例措置について、次に掲げる自動車を軽減対象に追加した上、その適用期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の二関係）

(1) ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車

イ 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成三〇年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三〇年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ロ) 平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一三〇を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車

イ 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成三〇年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三〇年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ロ) 平成一七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成一七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一三〇を乗じて得た数値以上であること。

(一三) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に一〇〇分の八〇を乗じて得た率とする特例措置について、ガソリン自動車に係るエネルギー消費効率の要件をエネルギー消費効率が平成三二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の五、一〇〇分の四〇、一〇〇分の五〇、一〇〇分の六〇又は一〇〇分の七五を乗じて得た率とする特例措置について、その適用期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の二関係）

(一四) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい乗用車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に一〇〇分の八〇を乗じて得た率とする特例措置について、ガソリン自動車に係るエネルギー消費効率の要件をエネルギー消費効率が平成三二年度基準エネルギー消費効率以上であることと見直した上、その適用期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の二関係）

(一五) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（(一三)において「環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の四関係）

(1) 取得価額から四五万円を控除する特例措置について、ガソリン自動車（乗用車であって、平成二二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）に係るエネルギー消費効率の要件をエネルギー消費効率が平成二二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の二一〇を乗じて得た数値以上であることと見直すこととした。

(2) 取得価額から三五万円を控除する特例措置について、次の軽減対象を追加することとした。

イ (三)(1)のガソリン自動車

ロ ガソリン自動車（乗用車であって、平成二二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成二二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一九五を乗じて得た数値以上であること。

ハ (三)(2)の石油ガス自動車

(3) 取得価額から五万円を控除する特例措置について、ガソリン自動車（乗用車であって、平成二二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）に係るエネルギー消費効率の要件をエネルギー消費効率が平成二二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一五〇を乗じて得た数値以上であることと見直すこととした。

5 軽油引取税

船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、平成三〇年三月三一日までに重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律又は国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律の規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、軽油引取税を課さないものとすることとした。（附則第一二条の二の七関係）

6 自動車税

(一) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、次のとおり見直しを行うこととした。（附則第一二条の三関係）

(1) 環境負荷の小さい自動車

平成二九年度及び平成三〇年度に新車新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとした。

イ 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー消費効率が平成三二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一三〇を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成三〇年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもの又は平成一七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの及び軽油自動車である乗用車のうち平成三〇年軽油軽中量車基準に適合するもの又は平成二一年軽油軽中量車基準に適合するものについて、税率の概ね一〇〇分の七五を軽減することとした。